

## 第26号議案

### 南魚沼市部制条例の一部改正について

南魚沼市部制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男

### 南魚沼市部制条例の一部を改正する条例

南魚沼市部制条例（平成18年南魚沼市条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 南魚沼市行政組織条例

第1条中「部」の次に「及び局」を加え、同条第2号中「市民生活部」を「市民共生部」に改め、同条に次のように加える。

(6) 南魚沼ブランド局

第2条中「部」の次に「及び局」を加え、同条第1号中テを削り、トをテとし、ナをトとし、同条第2号中「市民生活部」を「市民共生部」に改め、クの次に次のように加える。

ケ 大和庁舎及び塩沢庁舎の管理に関すること。

第2条第4号中カを削り、同条第5号の次に次のように加える。

(6) 南魚沼ブランド局

ア 観光の振興に関すること。

イ 交流促進に関すること。

ウ 地域ブランディングに関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 南魚沼市職員の給与に関する条例（平成16年南魚沼市条例第47号）の一部を次のように改正する。  
別表第2級別職務分類表の(1) 行政職給料表(1)の表6級の項中「部長」の次に「及び局長」を加える。